

岩手大学における日本政府による新型コロナウイルス感染症の感染
拡大防止に係る上陸拒否措置により渡日できない学生の休学に係る
休学期間及び在学期間の特例に関する規則

令和3年12月23日 制 定

(目的)

第1条 この規則は、岩手大学において休学を認めた学生のうち、日本政府による新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る上陸拒否措置（以下「上陸拒否措置」という。）のために渡日できずに休学した学生（以下「渡日不可学生」という。）における休学期間及び在学期間の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(休学期間の特例)

第2条 渡日不可学生が外国において上陸拒否措置のために休学を余儀なくされたことによる休学期間は、国立大学法人岩手大学学則（平成16年4月1日制定。以下「学則」という。）第56条第4項又は国立大学法人岩手大学大学院学則（平成16年4月1日制定。以下「大学院学則」という。）第30条第4項の規定にかかわらず、休学期間の年限に算入しない。

(在学期間の特例)

第3条 渡日不可学生が外国において上陸拒否措置のために休学を余儀なくされたことによる休学期間は、当該学生の入学年度にかかわらず、学則第56条第5項又は大学院学則第30条第5項の規定を適用し、在学期間に算入しない。

附 則

この規則は、令和3年12月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。